

平成 23 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社アプラスフィナンシャル
代 表 者 名 代表取締役社長 野口 郷司
(コード番号 8 5 8 9 大証第一部)
本 社 事 務 所 東京都新宿区新小川町 4 番 1 号
責 任 者 企業戦略部長 磯野 浩伸

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 5 月 12 日開催の当社取締役会において、定款の一部変更の件について本年 6 月 29 日開催予定の第 56 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 平成 22 年 10 月 29 日にその発行済株式数のすべてを消却した第一回 C 種優先株式については、関係条文を削除するほか所要の変更を行い、第一回 B 種優先株式については、現在の発行済株式数に合わせて発行可能種類株式総数を減ずるものであります。

(現行定款第 12 条の 2 削除、変更定款案第 7 条、第 12 条の 2 乃至第 12 条の 5)

(2) 今後 D 種優先株式の取得請求権の行使があった場合の普通株式の交付に備えるため、普通株式の発行可能種類株式総数を増加するものであります。

(変更定款案第 7 条)

(3) 上記(1) 及び(2) の発行可能種類株式総数の変更に合わせて発行可能株式総数の変更を行うものであります。

(変更定款案第 6 条)

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程 (予定)

定時株主総会 平成 23 年 6 月 29 日

定款変更の効力発生日 平成 23 年 6 月 29 日

以 上

本件に関する報道機関からの問い合わせ先 企業戦略部 TEL 03-5229-3986 金崎

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更定款案
第2章 株 式	第2章 株 式
第6条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>3,571,750,000株</u> とする。	第6条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>3,970,250,000株</u> とする。
第7条 (発行可能種類株式総数) 当社の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。 1. 普通株式については <u>3,493,000,000株</u> 2. B種優先株式については <u>10,000,000株</u> 3. <u>C種優先株式</u> については <u>15,000,000株</u> 4. D種優先株式については 8,500,000株 5. G種優先株式については 13,000,000株 6. H種優先株式については 32,250,000株	第7条 (発行可能種類株式総数) 当社の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。 1. 普通株式については <u>3,914,000,000株</u> 2. B種優先株式については <u>2,500,000株</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> 3. D種優先株式については 8,500,000株 4. G種優先株式については 13,000,000株 5. H種優先株式については 32,250,000株
第2章の2 優先株式	第2章の2 優先株式
第12条の2 (C種優先株式)	<u>(削除)</u>
第12条の <u>3</u> (D種優先株式) (省略) (D種優先配当金) 1. 当社は、第36条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているD種優先株式を有する株主(以下「D種優先株主」という。)又はD種優先株式の登録株式質権者(以下「D種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株主若しくは普通株式の登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者、 <u>C種優先株主若しくはC種優先登録株式質権者</u> 、G種優先株式を有する株主(以下「G種優先株主」という。)若しくはG種優先株式の登録株式質権者(以下「G種優先登録株式質権者」という。)及びH種優先株式を有する株主(以下「H種優先株主」という。)若しくはH種優先株式の登録株式質権者(以下「H種優先登録株式質権者」という。)又は当社の発行するその他のいかなる種類の株式(以下上記普通株式及び各種類株式を総称して「D種優先株式に劣後する株式」という。)に先立ち、本項第4号の金額の期末配当(以下「D種優先配当金」という。)を行う。	第12条の <u>2</u> (D種優先株式) (現行のとおり) (D種優先配当金) 1. 当社は、第36条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているD種優先株式を有する株主(以下「D種優先株主」という。)又はD種優先株式の登録株式質権者(以下「D種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株主若しくは普通株式の登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者、G種優先株式を有する株主(以下「G種優先株主」という。)若しくはG種優先株式の登録株式質権者(以下「G種優先登録株式質権者」という。)及びH種優先株式を有する株主(以下「H種優先株主」という。)若しくはH種優先株式の登録株式質権者(以下「H種優先登録株式質権者」という。)又は当社の発行するその他のいかなる種類の株式(以下上記普通株式及び各種類株式を総称して「D種優先株式に劣後する株式」という。)に先立ち、本項第4号の金額の期末配当(以下「D種優先配当金」という。)を行う。

現行定款	変更定款案
<p>第12条の<u>4</u>(G種優先株式)</p> <p>(省略)</p> <p>(G種優先配当金)</p> <p>1. 当社は、第36条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているG種優先株主又はG種優先登録株式質権者に対し、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されている普通株主若しくは普通登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者、C種優先株主若しくはC種優先登録株式質権者又は当社の発行するその他のいかなる種類の株式(ただし、D種優先株式及びH種優先株式を除く。以下、上記普通株式、ならびにD種優先株式及びH種優先株式を除く種類株式を総称して「G種優先株式に劣後する株式」という。)を有する株主若しくはかかる株式の登録株式質権者に先立ち、本項第2号に定める金額の期末配当(以下「G種優先配当金」という。)を行う。ただし、本条第4項に定めるG種優先中間配当金が支払われた場合には、本号のG種優先配当金の支払いは、G種優先中間配当金を差し引いた額による。</p>	<p>第12条の<u>3</u>(G種優先株式)</p> <p>(現行のとおり)</p> <p>(G種優先配当金)</p> <p>1. 当社は、第36条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているG種優先株主又はG種優先登録株式質権者に対し、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されている普通株主若しくは普通登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者又は当社の発行するその他のいかなる種類の株式(ただし、D種優先株式及びH種優先株式を除く。以下、上記普通株式、ならびにD種優先株式及びH種優先株式を除く種類株式を総称して「G種優先株式に劣後する株式」という。)を有する株主若しくはかかる株式の登録株式質権者に先立ち、本項第2号に定める金額の期末配当(以下「G種優先配当金」という。)を行う。ただし、本条第4項に定めるG種優先中間配当金が支払われた場合には、本号のG種優先配当金の支払いは、G種優先中間配当金を差し引いた額による。</p>
<p>第12条の<u>5</u>(H種優先株式)</p> <p>(省略)</p> <p>(H種優先配当金)</p> <p>1. 当社は、第36条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているH種優先株主又はH種優先登録株式質権者に対し、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されている普通株主若しくは普通登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者、C種優先株主若しくはC種優先登録株式質権者又は当社の発行するその他のいかなる種類の株式(ただし、D種優先株式及びG種優先株式を除く。以下、上記普通株式、ならびにD種優先株式及びG種優先株式を除く種類株式を総称して「H種優先株式に劣後する株式」という。)を有する株主若しくはかかる株式の登録株式質権者に先立ち、本項第2号に定める金額の期末配当(以下「H種優先配当金」という。)を行う。ただし、本条第4項に定めるH種優先中間配当金が支払われた場合には、本号のH種優先配当金の支払いは、H種優先中間配当金を差し引いた額による。</p>	<p>第12条の<u>4</u>(H種優先株式)</p> <p>(現行のとおり)</p> <p>(H種優先配当金)</p> <p>1. 当社は、第36条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されているH種優先株主又はH種優先登録株式質権者に対し、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されている普通株主若しくは普通登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者又は当社の発行するその他のいかなる種類の株式(ただし、D種優先株式及びG種優先株式を除く。以下、上記普通株式、ならびにD種優先株式及びG種優先株式を除く種類株式を総称して「H種優先株式に劣後する株式」という。)を有する株主若しくはかかる株式の登録株式質権者に先立ち、本項第2号に定める金額の期末配当(以下「H種優先配当金」という。)を行う。ただし、本条第4項に定めるH種優先中間配当金が支払われた場合には、本号のH種優先配当金の支払いは、H種優先中間配当金を差し引いた額による。</p>
<p>第12条の<u>6</u>(優先順位)</p> <p><u>B種優先株式及びC種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位は、それぞれ同順位とする。なお、D種優先株式、G種優先株式及びH種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位はB種優先株式及びC種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位に優先するものとし、D種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位はG種優先株式及びH種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位に優先するものとする。G種優先株式及びH種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位は、それぞれ同順位とする。</u></p>	<p>第12条の<u>5</u>(優先順位)</p> <p>D種優先株式、G種優先株式及びH種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位はB種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位に優先するものとし、D種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位はG種優先株式及びH種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位に優先するものとする。G種優先株式及びH種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位は、それぞれ同順位とする。</p>